定額減税補足給付金（不足額給付）対象世帯フローチャート

令和７年１月１日時点で沖縄市に居住していましたか？

いいえ → 令和７年１月１日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください

はい ↓

合計所得金額が 1,805 万円以下である

いいえ → 支給対象外

はい ↓

令和６年度定額減税を受けている

はい → 支給対象外

いいえ ↓

令和５・６年度に非課税・均等割世帯給付金の対象世帯として、世帯主・世帯員に該当した

はい → 支給対象外

いいえ ↓

以下の１・２いずれにもあてはまる

1. 令和６年分所得税・令和６年度分住民税所得割ともに定額減税前の税額が０円
2. 税制上、「扶養親族」からはずれてしまう方

※主に青色申告専従者、事業専従者（白色）の方、合計所得金額４８万円超えの方

はい → **不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります**

いいえ → 支給対象外

令和６年分所得税または令和６年度住民税で定額減税しきれない額がある

はい ↓

定額減税しきれない額の合計額（１万円未満切り上げ）の全額が令和６年度調整給付金の対象となっている（未申請・辞退を含む）

はい → 支給対象外

いいえ ↓

不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります